

令和2年第6回小山町議会10月臨時会会議録

令和2年10月29日

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午後1時30分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
6番 佐藤 省三君 7番 藺田 豊造君
8番 高畑 博行君 9番 岩田 治和君
10番 池谷 弘君 11番 米山 千晴君
12番 渡辺 悦郎君 13番 池谷 洋子君

欠席議員 5番 遠藤 豪君

説明のために出席した者

| | | | |
|-------------|--------|-------------------|--------|
| 町 長 | 池谷 晴一君 | 副 町 長 | 大森 康弘君 |
| 教 育 長 | 天野 文子君 | 企 画 総 務 部 長 | 野木 雄次君 |
| 住 民 福 祉 部 長 | 小野 一彦君 | 経 済 産 業 部 長 | 高村 良文君 |
| 都 市 基 盤 部 長 | 湯山 博一君 | オリンピック・パリンピック推進課長 | 池谷 精市君 |
| 教 育 次 長 | 長田 忠典君 | 企 画 政 策 課 長 | 清水 良久君 |
| 総 務 課 長 | 池田 馨君 | 商 工 観 光 課 長 | 渡邊 辰雄君 |
| 農 林 課 長 | 前田 修君 | 建 設 課 長 | 山口 幸治君 |
| 総務課課長補佐 | 渡邊 徹君 | | |

職務のために出席した者

| | | | |
|---------------|-----------|---------------|--------|
| 議 会 事 務 局 長 | 後藤 喜昭君 | 議 会 事 務 局 書 記 | 池谷 孝幸君 |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 7番 藺田 豊造君 | 8番 高畑 博行君 | |

閉 会 午後2時02分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 町長提案説明 |
| 日程第 4 | 報告第22号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 5 | 議案第104号 | 小山町足柄駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第105号 | 令和 2 年度小山町一般会計補正予算 (第 8 号) |

議 事

午後 1 時30分 開会

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。遠藤 豪君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出席されておりますので御報告します。

また、危機管理局長は、公務のため本日の会議を欠席しておりますので、報告します。

なお、新型コロナウイルス感染予防対策のため、議場内では、当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和 2 年第 6 回小山町議会10月臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（池谷洋子君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、7 番 藺田豊造君、8 番 高畑博行君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（池谷洋子君） 日程第 2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は10月29日、1 日と決定しました。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第 3 町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 日程第 3 町長提案説明を議題とします。

本臨時会に提出されました報告第22号、議案第104号から議案第105号までの 3 議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 令和 2 年第 6 回小山町議会10月臨時会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席を賜り、大変ありがとうございます。

今回提案をいたしましたのは、報告 1 件、条例の制定 1 件、補正予算 1 件の合計 3 件でありま

す。

初めに、報告第22号 専決処分の報告についてであります。

本案は、令和2年7月27日に町道で発生した自動車損傷事故の損害賠償の額について、地方自治法の規定により決定し、専決処分をいたしましたので報告するものであります。

次に、議案第104号 小山町足柄駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、足柄駅前交流センターについて必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第105号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ470万円を追加し、歳入歳出総額を143億4,916万9,000円とするとともに、地方債を補正するものであります。

以上、今臨時会に提出いたしました3件の提案説明を終わります。

なお、各関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第4 報告第22号 専決処分の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第4 報告第22号 専決処分の報告について。

報告を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 報告第22号 専決処分の報告についてであります。

議案書は2ページ及び3ページであります。

本案は、町道において発生いたしました自動車損傷事故について損害賠償の額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

事故の概要は、令和2年7月27日午前8時40分頃、当該車両が大胡田地内の町道3883号線を御殿場方向に走行中、断続的に降り続いた雨により生じた舗装の損壊による穴に車両左側の前輪、後輪が落ち、タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

当該車両の修理に要する損害賠償金2万3,875円を町が支払うことで示談が整い、10月12日に専決処分をしたものであります。

なお、賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、全額補填をされます。

今後、町道の維持管理及び事故防止につきまして、更に細心の注意を払い、管理してまいる所存でありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

報告は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 議案第104号 小山町足柄駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第5 議案第104号 小山町足柄駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案書は4ページをお開きください。

議案第104号 小山町足柄駅前交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

本案は、本年7月に施設が完成し使用が開始された足柄駅前交流センターにつきまして、地方自治法第244条の2の規定に基づき、施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

5ページをお開きください。

条例は19条から成り、第1条では趣旨、第2条の設置では足柄駅を利用する町民や観光客に寄与する設置目的から、施設の名称、位置、第3条ではセンター内の施設等を定めております。

第4条では、待合室、トイレ及び更衣室、エントランス部の24時間利用を可能とする施設、多目的ホールの利用時間を5時30分から21時までとした開館時間を、第5条では休館日の規定を定めております。

第6条ではセンター内での禁止行為を、第7条は利用の禁止または制限事項を、第8条で利用の許可、第9条では許可の基準、第10条では許可の取消し等をそれぞれ定めております。

第11条では施設の使用料についてであり、別表第2に記載しておりますが、内容は、署名活動や募金などの非営利的活動については、エントランス部分は1日500円、多目的交流スペース部分は1日1,000円とし、興業や展示会などの営利活動については、エントランス部分は1日1,000円、多目的交流スペースは1日2,000円としております。また、販売行為については、申請者が町民の場合、売上額の7%、町民以外の場合は、売上額の15%を納めてもらうこととしております。

戻りまして、第12条ではその使用料の返還について定めております。

第13条から第15条までは、指定管理者に関することを定めております。

第16条から第18条では、使用者の禁止事項や必要な措置事項を、第19条では委任規定をそれぞれ定めております。

なお、条例の施行日は公布の日からとしております。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第104号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第105号 令和2年度小山町一般会計補正予算(第8号)

○議長(池谷洋子君) 日程第6 議案第105号 令和2年度小山町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(野木雄次君) 議案第105号 令和2年度小山町一般会計補正予算(第8号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ470万円を追加し、予算の総額を143億4,916万9,000円とするものであります。

初めに、予算書の5ページをお開きください。

地方債の補正であります。7月の梅雨前線豪雨等による林道施設災害復旧事業に対応する地方債について、限度額の変更をするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

初めに、16款2項8目災害復旧費国庫補助金を250万円増額いたしますのは、7月の梅雨前線豪雨等により被災した林道中島線の災害復旧工事費に対して2分の1の国庫補助金を見込むものであります。

次に、23款1項4目災害復旧債を220万円増額いたしますのは、林道中島線の災害復旧工事費に対して借入れをするものであります。

次に、歳出予算について御説明いたします。

8ページをお開きください。

5款2項1目林業総務費、説明欄(2)林業総務費を300万円増額しますのは、町内のナラ枯れ被害に対して、危険木の防除に要する経費に対する補助事業を新たに実施するものであります。

次に、9ページにかけまして、6款2項1目観光費、説明欄(5)観光施設管理運営費を498万6,000円増額しますのは、駿河小山駅前交流センターの試行的運用を開始するための施設管理用消耗品、インターネット回線利用料、椅子、テーブル、厨房機器などの備品購入費、観光協会に対する助成金が主なものであります。

次に、10款1項2目、説明欄(2)林道施設災害復旧費を500万円増額しますのは、7月の梅雨前線豪雨等により被災した林道中島線の災害復旧工事費であります。

最後に、12款1項1目予備費を828万6,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番(室伏 勉君) 1点質疑をさせていただきます。

駿河小山駅前交流センターには、既に5,000万円の税金が投入されています。今回、一般会計の補正で、備品代で200万、観光協会への助成で250万円等々が予算化されます。これを基にして試験的運用を行うわけですが、これによって指定管理者の選定とか募集が始まります。そのための500万円なのですが、この500万円の税金が投入される評価、試験的運用に対してこの500万円をどういう形で評価するのか。最終的には指定管理に至る方法になると思うんですが、その基準が私にはよく分かりません。この500万円を投入することによって、試験的運用で何を求めるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○商工観光課長(渡邊辰雄君) 室伏 勉議員の御質問にお答えいたします。

まず、本件の目的でございますけれども、町の東玄関に整備したセンターの活用方針を決定するに当たり、利用者のニーズまたは可能性を探るため、試行的運用を事業とするものであります。

また、その成果を分析し、評価の上、センターの最適な活用方法を見いだして、町全体の観光振興計画との関連も見極めながら、運用方針を決定していくというふうに考えてございます。これが我々の目的、求めるものというふうに御理解いただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長(池谷洋子君) ほかに質疑はありませんか。

○12番(渡辺悦郎君) ただいま議題となっております、議案第105号 令和2年度小山町一般会計補正予算(第8号)、これについて1点だけ質問させていただきます。

8ページから9ページにかけての6款2項1目、先ほど室伏議員が質問した内容と同じでございますけれども、17節備品購入費200万円、18節負担金補助及び交付金250万円が計上されております。

御案内のとおり、駿河小山駅前交流センターは昨年度末に完成し、本年度から供用開始の予定でございました。様々な理由で供用開始が遅れております。町民の皆様も議会も一日も早く供用開始を望んでいるところであります。

今回、試行的運用を行うとのことでありましたが、どのような形で運営するのか詳しい説明を受けておりません。予算だけが先行しております。予算を提出するからには、どのような運用を

していくのかを詳しく説明をする必要があります。

説明をお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

先ほども室伏議員の御質問で、目的につきましては御説明したとおりでございます。

運用の方法というところでございますけれど、まず、観光協会に入っただいて行っていくと。なぜというところでございますけれど、観光案内に見地を持ち、観光事業者や各団体とも連携して事業を展開できる観光協会が主体となっただいて、利用動向の調査やイベントの実施などを行うものであり、その経費を町が助成金として支出するというものでございます。

センターの維持管理につきましては、光熱費、機械警備、その他の費用は町が支出すると。あと、先ほどの備品の購入につきましても、町が負担をして支出するというふうになります。

試行的運用を行うに当たりましてセンターの開閉、清掃、安全点検等、軽微な日常業務につきましても、観光協会が担うものというふうに考えてございます。

このような形で合理的で現実に根差し、センターが最も機能的に活用できる方策を生み出して、様々な可能性を視野に入れて事業を実施していくという考えでございます。

以上でございます。

○12番（渡辺悦郎君） 私が聞いているのは、この予算が出てきているんですよ。この算定の根拠なんですよ。

例えば、その観光協会さんをお願いする。観光協会さんがどういう感じで、例えば1週間のうちいつ休むのかとか、何人でどういう形でやるのか、そこの算定の根拠というのが明確ではないわけですよ。ただ予算が出てきたから、それをそのまま認めてほしいというのはちょっと乱暴じゃないかなと、こういうふうを考える次第です。

答弁をよろしくをお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

まず、250万円の助成金の内訳でございますけれど、人件費の部分で2名、あそこに張りついていただくということで見積をいただいております。お一人が毎月ですけれど15日、もう一人が10日間というふうに算出をさせていただいております、その合計が5か月で135万1,650円というふうになっています。これを最低限というふうに考えますので、250万円のうちの131万5,000円から150万円ぐらいを人件費というふうに考えてございます。

残りの100万円につきましては、いろいろニーズ調査を行うに当たり、イベント等を実施していきたいというふうに考えてございます。

また、ユーチューブに載せたりするということもございますので、その撮影費用であったりとか、そういう経費も見込んでおりまして、100万円ぐらいは今のところ予算というふうに計上し

てございます。

ただし、これは助成金でございますので、実際にかかったものだけになりますので、最終的には残額が出れば、それは町にまた戻していただくというふうになります。

あと、備品につきましては、最低限必要であろうというものを洗い出しまして、今回乗せてございます。主には、テーブルや椅子、テレビやビデオということです。あとレジスター、プリンター、厨房の機器については、冷蔵庫、オーブンレンジ、ガスコンロ等ですね。

今現在、イーバイクという形で4台自転車がありますけれど、それとは別に今現在置いてあるのがスポーツタイプで、女性には少し扱いにくいという意見も実際に頂いたところでございますので、籠がついた電動アシスト付きの自転車の購入を4台、ここには乗せてございます。

今申し上げたものが備品の主なものでございます。

以上でございます。

○12番（渡辺悦郎君） 繰り返しになりますけれども、町民の皆さんもこの議会の方も一日も早くやりたいということでやってきた訳なんです。今、説明がありました観光協会にお願いするという話は薄々聞いていたんですけれども、人間的な運用というのも今初めて聞いたわけでございます。それが、報告があつてからやっぱりこの予算というのは計上すべきものだと考えるわけなんです。やるのが駄目だというわけではないんです。より多くの町民の皆さんに理解していただくために、もう少し丁寧に説明する必要があるんじゃないかなと、このように思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 渡辺議員、答弁はよろしいですか。

○12番（渡辺悦郎君） 答弁は求めません。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第105号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立多数です。したがって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました議案の審議は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和2年第6回小山町議会10月臨時会を閉会します。

午後2時02分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 藺 田 豊 造

署 名 議 員 高 畑 博 行